

大分県医療生活協同組合 奨学金規定

第一条 (目的)

この規定は、大分県医療生活協同組合（以下「大分県医療生協」と称す）の定款に基づき、生協活動と民医連綱領を理解・共感し、将来大分県医療生協に勤務する意思を有する者を対象に、学術能力の向上をはかることを目的とする。

第二条 (奨学金の受給資格)

この規定により、奨学金の支給を受けられる学生は次のとおりとする。

- (1) 大学医学部に在学中の者（医学生）
- (2) 大学歯学部在学中の者（歯学生）
- (3) 看護師養成機関に在学中の者（看護学生）
- (4) 保健師養成機関に在学中の者（保健師学生）
- (5) 理学療法士養成機関に在学中の者（理学療法学生）
- (6) 作業療法士養成機関に在学中の者（作業療法学生）
- (7) 大学薬学部在学中の者（薬学生）
- (8) 放射線技師養成機関に在学中の者
- (9) 介護福祉士養成機関に在学中の者
- (10) 上記の大学・養成機関に合格し、入学の意思を有する者

第三条 (貸与の申請)

この適用を受けようとする者は、理事会が別に定める申請書等の必要書類に記入の上、当理事会に提出しなければならない。なお、申請書の提出前には、大分県医療生協の院所にて実習を行うとともに、理事会の役員と面談を必要とする。

第四条 (審査と承認)

前条の規定による申請を受理した時、理事会は最近の理事会において審査し、決定後一週間以内に本人に通知しなければならない。審査の基準は次のとおりとする。

- (1) 本人が、将来大分県医療生協（大分民医連）の職員となる意思の有無
- (2) 本人が、大分県医療生協（大分民医連）の方針に添いうる資質を持っているか否か
- (3) 本人が、当該学業に有する熱意の程度
- (4) 保証人が、本人に対して責任を取りうる程度

第五条 (奨学生の義務)

- (1) この規定により奨学金を受けて、当該学校を卒業し、資格を所有した者は、大分県医療生協の院所に、奨学金を受けた期間の1.2倍の期間勤務する義務を有する。
- (2) この規定による奨学金を受けている者は、1年に1回以上、大分県医療生協の事業所において実習を行わなければならない。
- (3) この規定による奨学金を受けている者は、職員採用試験を受験しなければならない。但し、理事会における審査により、採用しない場合がある。

第六条 (貸与額)

許可を受けた者に対する支給額については次のとおりとする。

(1) 第二条の(1) 医学生については、1年生～4年生 最高月額10万円、5年生～6年生 最高月額12万円とする。

(2) 第二条の(2) 歯学生については、1年生～4年生 最高月額8万円、5年生～6年生 最高月額10万円とする。

(3) 第二条の(3) 看護学生、(4) 保健師学生については、全学年 最高月額5万円とする。

(4) 第二条の(5) 理学療法士学生、(6) 作業療法学生については、全学年 最高月額4万円とする。

(5) 第二条の(7) 薬学生については、全学年 最高月額5万円とする。

(6) 第二条の(8) 放射線技師養成機関に在学中の者については、全学年 最高月額4万円とする。

(7) 第二条の(9) 介護福祉士養成機関に在学中の者については、全学年 最高月額3万円とする。

第七条 (奨学金の返済免除)

(1) 大分県医療生協の院所に、奨学金を受けた期間の1.2倍の期間勤務した者は、奨学金の返済を免除する。

(2) 大分県医療生協内院所での研修を含む初期研修のプログラムにおいて、大分県医療生協以外の医療機関で行う研修も義務期間とみなす。

(3) 初期研修終了後に大分県医療生協の事業所以外で研修を行う場合、その期間は義務期間とみなさない。

第八条 (貸与の打ち切り)

次の各項に該当する時、理事会は奨学金の支給を打ち切ることができる。

(1) 大分県医療生協と大分県民医連の方針に反する行為があった場合

(2) 理事会の指示に従わない場合

(3) 当該学校より、基本的人権に関する以外の処分を受けた場合

(4) 申請書および理事会に提出した書類に虚偽の記載があった場合

(5) 職員採用試験を受験しなかった場合、又、職員採用試験を受験し、不採用となった場合

第九条 (奨学金の返済と休止)

(1) この規定による奨学金を受けた者が、義務期間終了前に退職する場合は、残余義務期間分の支給額を返済しなければならない。

(2) 学業途中において退学した者、資格取得後に大分県医療生協の事業所に勤務しなかった者、第八条により奨学金支給の打ち切りを受けた者は、辞退意思表示または打ち切りの通告を受けた月から6か月以内に、支給総額を全額返済しなければならない。

(3) 休学中は支給を行わない。

(4) 留年した場合と、卒業し国家試験対策中の者は、理事会に文書でその理由を報告し、期間中の支給については理事会が判断する。

(5) 卒業できなかった者は、その年度の9月まで、もしくは卒業後3年以内に資格を取得しなかった者は、資格取得の見込みがないと判断された月から6か月以内に奨学金支給総額を返済しなければならない。

第十条 (奨学金返済の猶予)

(1) 専門医取得のために必要な外部研修期間など臨床研修を医療生協以外の医療機関で行なうことの妥当性を理事会が認め、大分県医療生協の常勤医師となる意志が明確に表明された場合は、その研修期間中の奨学金返済を猶予することができる。返済猶予申請は、1年毎に臨床研修の報告(面接)をもってしなければならない。

(2) 地域枠の医学生で、都道府県もしくは大学から指定された勤務期間終了後に、大分県医療生協での就労を希望する場合は、奨学金返済を卒後9年間に限り猶予することができる。但し、返済の猶予期間中に大分県医療生協での

就労が見込めなくなったときは奨学金を6か月以内に一括して返済しなければならない。

第十一条 （規定の発行と改廃）

本規定は1982年7月13日より発行し、改廃は理事会の議を経て行われる。

1982年7月13日	制定
1986年4月1日	改訂
1989年4月1日	改訂
1990年7月1日	改訂
1997年4月1日	改訂
2001年6月1日	改訂
2008年10月1日	改訂
2012年4月1日	改訂
2012年10月1日	改訂
2013年3月16日	改訂
2015年4月1日	改訂
2017年2月23日	改訂
2018年4月21日	改訂